○安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例施行規則

平成25年3月28日規則第18号

改正

平成26年2月17日規則第1号 平成26年6月30日規則第25号 令和2年2月14日規則第5号

安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (地下水採取の届出)
- 第2条 条例第11条第1項に規定する届出は、地下水採取届書(様式第1号)によるものとし、 次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 井戸の設置の場所を示す図面
 - (2) 井戸の構造図

(地下水採取の事前協議)

- 第3条 条例第12条第1項に規定する協議は、地下水採取事前協議書(様式第2号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 井戸の設置場所(以下「採取地」という。)の位置を示す図面
 - (2) 採取地及びその周辺の公図並びにカラー写真
 - (3) 採取地の登記事項証明書
 - (4) 採取地の土地所有者と地下水採取者が異なる場合は、土地所有者の同意書
 - (5) 採取地を中心として半径300メートル以内が識別できる図面
 - (6) 井戸設置工事の設計図書及び設計書
 - (7) 事業者の場合は、事業の規模、事業全体の概要計画書等を記載した書面
 - (8) 節水、涵養計画に伴う算定根拠
- 2 条例第12条第4項に規定する通知は、地下水採取事前協議結果通知書(様式第3号)によるものとする。
- 第4条 削除

(説明会の開催通知)

第5条 条例第14条第2項の規定による通知は、地下水採取説明会開催通知(様式第4号)によるものする。

(説明会の報告)

- 第6条 条例第14条第3項の報告書は、地下水採取説明会報告書(様式第5号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 出席者名簿(氏名及び住所を記載したもの)
 - (2) 説明会で使用した図面及び書類

(届出事項の変更)

第7条 条例第15条の規定による届出は、地下水採取変更届出書(様式第6号)によるものと

- し、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 井戸の設置の場所を示す図面
- (2) 井戸の構造図

(井戸廃止の届出)

第8条 条例第16条の規定による届出は、井戸使用廃止等届書(様式第7号)によるものとし、 使用廃止又は撤去後の措置が確認できる写真を添付しなければならない。

(地下水採取量の報告)

第9条 条例第17条の規定による報告は、地下水採取量報告書(様式第8号)によるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第18条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。